

## 世界報道自由デーに向けて専門家が声明

2017/05/02

国連人権高等弁務官事務所

5月3日の世界報道自由デーに向けて、意見・表現の自由に関する特別報告者が声明を発表した。主な内容は以下のとおり。ジャーナリズムに携わる人々が検閲・処罰・嫌がらせ・身体攻撃・殺人の被害を受けている。デジタル時代において、政府に対する国民の監視役であるジャーナリズムの活動はこれまで以上に難しいが重要になっている。権限をもつ立場にある人々に対して以下のことを求めたい。すなわち、①表現の自由を行使したために抑留されている人々を釈放すること、②表現の自由明らかに反する法律を廃止すること、③ジャーナリストに対する攻撃に責任を有すると思われる全員を調査し、その責任を追及すること、④批判的なウェブサイトの内容削除を命じたり、オンライン上の情報源を遮断しようとするしないこと、⑤ジャーナリストの監視をしないこと、⑥批判的なメディアを公共の悪とするのを止めること、である。

## 強制失踪作業部会開催の予定

2017/05/04

### 国連人権高等弁務官事務所

強制・非自発的失踪作業部会第 112 会期が 5 月 8～17 日に非公開で開催される。この会期では 29 カ国の 600 以上のケースが検討される。また、様々な国の失踪者の家族、市民社会代表、政府当局と個別のケースと強制失踪の現状について情報交換が行われる。さらに、今年 9 月の人権理事会に提出予定の報告書のテーマとなる、移住における強制失踪に関する討議も行われる予定である。加えて、年次報告書とアルバニア訪問(2016 年 12 月)に関する報告書の採択、チリ訪問(2012 年)、スペイン訪問(2013 年)の際の勧告に対するフォローアップ報告書の討議、強制失踪からのすべての人の保護に関する国連宣言の実施の障壁の検討も予定されている。強制・非自発的失踪作業部会は 1980 年に旧人権委員会によって設立された。現在はモロッコ、カナダ、韓国、アルゼンチン、リトアニアの 5 人の独立専門家で構成されている。

## 拷問禁止委員会 拷問防止小委員会委員長が発言

2017/05/05

国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会では、拷問防止小委員会委員長が発言し、第 10 回年次報告書を説明した。主な内容は以下のとおり。拷問等禁止条約選択議定書の締約国は 83 カ国 (21 カ国がアフリカ諸国) であり、さらに多くの国が年内の批准を約束している。83 カ国のうち 57 カ国から国内防止機関の設置について公式に通知があったが、昨年未現在 23 カ国は選択議定書 17 条 (国内防止機関の設置) の義務を果たしていない。ほとんどの国内防止機関は小委員会の意見に対応しており、多くの国内防止機関と小委員会との関係は非常に良好である。小委員会は毎年 10 カ国の締約国を訪問しており、以前の訪問では拷問防止に焦点を絞っていたが、現在の訪問では様々な点に焦点を置いている。昨年は特別基金に 24 万ドルが提供された。拷問防止の任務を負う他の国際機関との一層の協力が必要である。また、拷問禁止委員会と活動の調整をさらに検討すべきであると考えます。

## 拷問禁止委員会 最終所見などのフォローアップ、報復に関する討議

2017/05/09

### 国連人権高等弁務官事務所

拷問禁止委員会では、締約国定期報告書に対する委員会の最終所見のフォローアップに関する討議が行われた。担当委員は、9カ国から11のフォローアップ報告書の提出があり、総じて締約国はフォローアップ手続を遵守していること、フォローアップ対象の勧告の実施計画を提示する国もあり、他の国々も実践してもらいたいことなどを報告した。個人通報に関するフォローアップ担当委員は、カナダ、カザフスタン、モロッコ、フィンランド、ブルンジ、デンマークに関わる13件について説明し、委員会はフィンランドに対して1件の最新情報と申立人の状況を説明するよう求めることを決定した。さらに、報復の問題の担当委員は、現在のところ委員会に報告があったのは委員会に協力したブルンジの弁護士4名に関する1件だけであり、今年2月にジュネーブ国連ブルンジ代表部に書簡を送ったが、これまでのところ回答も説明もないと報告した。

## 子どもの権利委員会開催の予定

2017/05/11

### 国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 75 会期が 5 月 15 日～6 月 2 日に開催される。この会期では、子どもの権利条約と選択議定書の実施状況に関する米国、ブータン、レバノン、カタール、ルーマニア、モンゴル、アンティグア・バーブーダ、カメルーンの審査が行われる。子どもの権利委員会は、子どもの権利条約と 3 つの選択議定書の各国の実施を監視する機関である。1991 年に設立され、18 名の独立の専門家から成り、この会期から日本の大谷美紀子さんも委員に加わる。子どもの権利条約(1990 年発効)の現締約国は 196 カ国であり、最多の締約国を有する条約である。武力紛争における子どもの関与に関する第 1 選択議定書(2002 年発効)の現締約国は 166 カ国である。子どもの売買・買売春・ポルノに関する第 2 選択議定書(2002 年発効)の現締約国は 173 カ国である。個人通報に関する第 3 選択議定書(2014 年発効)の現締約国は 34 カ国である。日本は第 3 選択議定書には加入していない。

## 子どもの権利委員会第 75 会期開幕

2017/05/15

### 国連人権高等弁務官事務所

子どもの権利委員会第 75 会期が開幕した。開会の挨拶をした人権高等弁務官事務所の代表は、世界では毎分 280 人の子どもが生まれ、そのうち 254 人が開発途上国で生まれていること、健康と教育に改善はあったが、多くの子どもが絶対的貧困状態で、栄養不良や発育の遅れがみられ、学校に通えず、暴力にさらされていること、委員会は子どもの日常生活を改善し、権利の実現を進める各国政府を支援する重要な役割を果たしていることを強調した。また、委員会は移住労働者権利委員会と共に国際移住における子どもに関する共同一般的意見の作成に取り組んでいること、個人通報では 15 件が登録され、80 件が未登録であることに言及した。委員長は、過去 2 年間に委員会はシリア、イエメン、南スーダンなどでの紛争、国際移住危機、テロ、エボラ熱やジカ熱ウイルスの蔓延などの問題に関与し成果を上げたと言った。今日の会合では大谷美紀子さんら 5 人の新委員が宣誓を行った。

## 人権高等弁務官事務所とマイクロソフト社がパートナーシップ

2017/05/16

### 国連人権高等弁務官事務所

人権高等弁務官事務所はマイクロソフト社と 5 年間のパートナーシップ契約を締結したことを公表した。契約により同社は高等弁務官事務所に 500 万ドルを供与するが、これは民間企業の支援としては前例のない規模である。パートナーシップで特に重視されている分野は、危機的人権状況の予測・分析・対応のための先進技術の開発・利用である。具体例としては、特定の国や人権侵害の形態に関する膨大な内外のデータを高等弁務官事務所職員が集約できるようにする技術が挙げられる。これによって重大な問題の分析・早期警告・対応が促進されるであろう。また、マイクロソフト社と高等弁務官事務所は共同で、人権尊重のための企業の役割に関する意識向上、いっそう責任ある企業活動の促進に取り組むことになっている。ビジネスと人権に関する国連指導原則のさらなる適用・実施などにも携わる予定である。

## 国際反ホモフォビアの日に向けて 人権専門家が共同声明

2017/05/16

国連人権高等弁務官事務所

5月17日の国際反ホモフォビアの日に向けて、子どもの権利委員会、拷問禁止委員会、極度の貧困・教育・健康・女性に対する暴力に関する4名の特別報告者、性的指向・性自認に基づく暴力・差別に関する独立専門家、女性差別に関する作業部会、米州人権委員会、アフリカ人権委員会、欧州評議会が共同声明を発表した。共同声明の中で各国政府に対し以下のことが求められた。すなわち、トランスジェンダーやジェンダー・ダイバーシティの若者の権利を保護し、彼らの可能性を最大限実現するために法政策を採用すること、暴力禁止のための実効的な措置と性自認・性的指向に基づく差別などに関する反差別法を制定・実施すること、インクルーシブなカリキュラム・教材整備、教員・親の研修・支援、ジェンダー・ダイバーシティの尊重・理解のための意識向上プログラムを行うこと、迅速・透明・利用可能な法的性別承認を進めること、などである。

## 恣意的抑留作業部会第 78 会期閉幕

2017/05/17

### 国連人権高等弁務官事務所

恣意的抑留作業部会第 78 会期が閉幕した。この会期で採択された意見は、後日インターネット上で公表される予定である。会期中には委員長、作業部会の行動のフォローアップに関する副委員長、通報に関する副委員長が選出された。第 79 会期は 8 月 21～25 日に開催される予定である。恣意的抑留作業部は、自由の恣意的剥奪の申立てを調査するために 1991 年に旧人権委員会によって設立された。その後委員会の任務は庇護希望者や移住者の行政上の拘束の問題にまで拡大された。作業部会の任務は人権理事会によって 2010 年に確認され、任期は 2016 年 9 月にさらに 3 年間延長された。現在委員会はメキシコ出身の委員長、オーストラリア出身のフォローアップに関する副委員長、ラトビア出身の通報に関する副委員長、ベニン、韓国出身の委員で構成されている。

## 健康の権利実現に関するハイレベル作業部会報告書

2017/05/22

国連人権高等弁務官事務所

女性・子ども・若者の健康と人権に関するハイレベル作業部会が、健康の権利実現と健康による人権実現に関する報告書を公表した。この作業部会は、女性・子ども・若者の健康に関する世界戦略(2016-2030)実施のための国内的・国際的政策支援を確保するために、WHOと人権高等弁務官事務所によって2016年に設置されたものである。今回の報告書は、5月22日に世界保健総会で、6月13日に人権理事会でそれぞれ報告される予定である。報告書は、高まるナショナリズムを背景に、不法移住者・難民・スラム住民・先住民族などの周縁化が進み、権利侵害が生じ、特に女性・子ども・若者に悲惨な影響をもたらし、社会全体の安定が損なわれていると強調している。そして、より具体的・持続的な政治的確約・リーダーシップが必要だとし、各国政府に対して、GDPの少なくとも5%を公衆衛生の予算に割り当てるよう求めている。これは、国民皆保険実現のために推奨される割合でもある。

## 社会権規約委員会開催の予定

2017/05/23

### 国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会が5月29日～6月23日に開催される。この会期では、オーストラリア、ウルグアイ、オランダ、リヒテンシュタイン、スリランカ、パキスタンの審査が行われる。公開の会合はウェブ放送される予定である (<http://webtv.un.org>)。これらの国々に対する委員会の最終見解は、6月27日に公表される。社会権規約締約国(現在165カ国)は、社会権規約委員会によって定期的に審査を受ける。委員会は、世界各地から選出された独立の人権専門家18名で構成される。委員は、国の代表としてではなく、個人の資格で委員を務める。委員会の最終見解は、各国の条約上の人権義務遵守に関して独立に評価したものである。

## 殺人捜査に関する世界指針改正

2017/05/24

国連人権高等弁務官事務所

殺人捜査に関する世界指針(ミネソタ・プロトコル、1991年)が改正された。この指針は、警察官、医療関係者、弁護士、司法職員、NGOなどによる平時・紛争時の活用を目的とし、捜査は迅速・効果的・徹底的・独立・公平・透明でなければならないとする。違法性が疑われる死亡の捜査は合法に行われるべきであり、担当者には死亡の原因・方法・場所・時刻・状況の判断も求められなければならないと規定する。また、警察に関わる死亡捜査は、不当な影響を受けてはならず、政党や社会グループの介入もを受けてはならないと規定する。今回の改正は、DNA検査やデジタル写真などの技術が進歩したために行われることになり、改正作業には、世界各地の70人以上の専門家が関与した。改正指針は、事件現場の捜査、容疑者・目撃者の聴取、墓の掘り起こし、検死、白骨遺体の分析のための詳細な手続きを定め、自然死、事故死、自殺、殺人により捜査は区別されるべきであると規定する。

## 社会権規約委員会第 61 会期開幕

2017/05/29

### 国連人権高等弁務官事務所

社会権規約委員会第 61 会期が開幕した。開会のあいさつを行った人権高等弁務官事務所の代表は、難民・移住者の問題を取り上げ、委員会が前会期で採択した、社会権規約上の難民・移住者に対する各国の義務に関する声明が多く関係者に評価されており、移住者と難民に関する二つのグローバル・コンパクト採択のための協議においてもタイムリーで意義あるものであると述べた。また、委員会の個人通報の登録件数は増加を続け、昨年新たに 10 件が登録されたこと、これまでのところ 11 件が決定済み、10 件が未決であることを報告した。さらに、ビジネス活動と社会権に関わる各国の義務に関する一般的意見 24 号の策定に向けた、委員会の積極的な活動にも言及した。加えて、委員会の活動のウェブ放送は様々な関係者に利用され、資金提供国が満足の意を表しているので、2018 年まで継続されるであろうと述べた。

## 人権理事会開催の予定

2017/05/31

### 国連人権高等弁務官事務所

人権理事会第 35 会期が 6 月 6～23 日に開催される。会期中には連日、広範な問題に関して 30 以上の人権専門家と調査機関から 80 を超えるテーマ別報告書と国別報告書が提示され、それぞれ討議が行われる。また、公衆衛生における能力強化、同伴者のいない移住者の子ども・若者と人権に関する二つのパネル・ディスカッションが予定されている。さらに、毎年恒例の女性の人権に関する 1 日討議も予定されている。この討議では、国連制度における女性の人権の強化に重点が置かれ、女性・少女に対する暴力の防止・対応における男性・少年の関与の問題も取り上げられる。同じく毎年行われている技術協力に関する半日の討議も予定されている。人権理事会は国連総会によって 2006 年 3 月に設立された。主な目的は、人権侵害の状況を討議し勧告を作成することにある。47 カ国で構成され、現在は日本も理事国を務めている。